

投資家と企業の対話ガイドライン案に対する意見

平成30年4月24日
一般社団法人監査懇話会

はじめに

本年3月26日に意見募集に付された「投資家と企業の対話ガイドライン案」に対して、監査役、監査委員及び監査等委員並びに同経験者で構成する「一般社団法人監査懇話会」として以下のとおり「意見」を申し述べます。

1. 【監査役を選任・機能発揮】3-10修正①（監査役の倫理観追加）

<原案>

3-10. 監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材が選任されているか。

<当会の意見>

3-10を以下の通り変更する。

「監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有し、かつ倫理観に富んだ人材が選任されているか。」

【理由】

昨今の企業における不正会計事案は、財務・会計に関する十分な知見と経験を有した監査役の強い指導力で行われた場合が散見されるので、財務・会計に関する十分な知見をもった監査役こそ、特に健全な事業活動倫理に必要な倫理観が求められる。

2. 【監査役を選任・機能発揮】3-10修正②（常勤監査等委員・監査委員）

<当会の意見>

3-10に、下記文言を追記する。

「また、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社では、それぞれ常勤の監査等委員又は監査委員が選定されているか。」

【理由】

(1) 監査役会にその選定が義務付けられている常勤の監査役は、①高度な情報収集能力の発揮、②監査役会が組織的に監査をしていくうえでの要としての役割発揮、③社外取締役及び監査役（全ての非業務執行役員）との間での情報交換・情報共有、意見交換・意思疎通等を図っていくうえでの中核としての役割発揮等が期待されている。また、常勤の監査役は、そのような役割を適切に発揮するよう努力すべきである。

(2) 他方、監査等委員会及び監査委員会（以下「両委員会」という。）には、常勤の監

査等委員及び常勤の監査委員（以下「常勤の委員」という。）の選定が法的に義務付けられていない。両委員会が情報収集能力を高め、組織的な監査を遂行し、全ての非業務執行取締役間での情報交換や意思疎通を図っていくためには、要となる常勤の委員が不可欠である。非常勤者のみでは、そのような役割を發揮する委員がないため、常勤者を設置している会社と比べ監査の質・量が著しく劣後するだけでなく、社外取締役をはじめとした非業務執行取締役への十分な情報提供や非業務執行取締役間での意見交換・意思疎通がおろそかになり、社外取締役に期待される役割の發揮に支障をきたすおそれがある。

(3) 現に両委員会設置会社の多くでは、常勤の委員の役割發揮が有益であるとの認識のもと、常勤の委員が選定されている。

公開大会社では、両委員会設置会社の健全性の確保ため、常勤の委員の選定を法的に義務付けるべきと考えるが、本ガイドラインにおいても「委員会設置会社では、常勤の監査等委員又は監査委員が選定されているか。」との文言を追加すべきである。

3. 【監査役の選任・機能發揮】 3-11 修正（監査役の内部監査部門への指示命令及び三様監査の連携について）

<原案>

3-11. 監査役は、業務監査を適切に行うとともに、適正な会計監査の確保に向けた実効的な対応を行っているか。監査役に対する十分な支援体制が整えられ、監査役と内部監査部門との適切な連携が確保されているか。

<当会の意見>

3-11 の後段の文言を下記の通り修正する。

「監査役は、業務監査を適切に行うとともに、適正な会計監査の確保に向けた実効的な対応を行っているか。監査役に対する十分な支援体制が整えられ、監査役と内部監査部門との適切な連携が確保されているか**監査役が内部監査部門及び外部会計監査人と適切に連携し、必要に応じて内部監査部門に対して監査に関する指示命令を行ったり、三者が一堂に会して情報交換を行う場が整備されているか。**」

【理由】

(1) 指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社においては、監査委員会や監査等委員会は内部統制システムに依拠して、必要に応じて内部監査部門に指示命令することによって監査を行うものとされている。一方、監査役については、経営者の指揮命令下にある内部監査部門に対して直接的な指示命令を行うことには、否定的な見解が従来多くみられた。このことが、機動的かつ効率的な監査を実現する上での支障となっている。

(2) しかし非業務執行役員としては、監査役も監査委員・監査等委員も経営の健全性を

確保するための監査という「守りの機能」においては共通であり、また現実に内部統制システムの活用と内部監査部門との連携なしに監査役監査を行うことが困難となりつつある。監査役も、監査に関して指示命令を行い得るような社内体制を整備することが、監査の実効性確保のために不可欠となってきた。

(3) 監査役と内部監査部門及び外部会計監査人の三者の情報共有を中心にした連携は、各々の監査のみならず、経営の健全性を保障する監査機能全体の実効性の確保の上でも不可欠となっている。とりわけ、企業不祥事が後を絶たない中において、三者が一堂に会した場を設定して内部統制システムの評価や不正リスク・不正の兆候に関して情報交換を行うことは、監査機能全体の実効性向上に大きく貢献すると思われる。

以上